

## 法定検査の組合（自治会）一括申し込みをしませんか！？

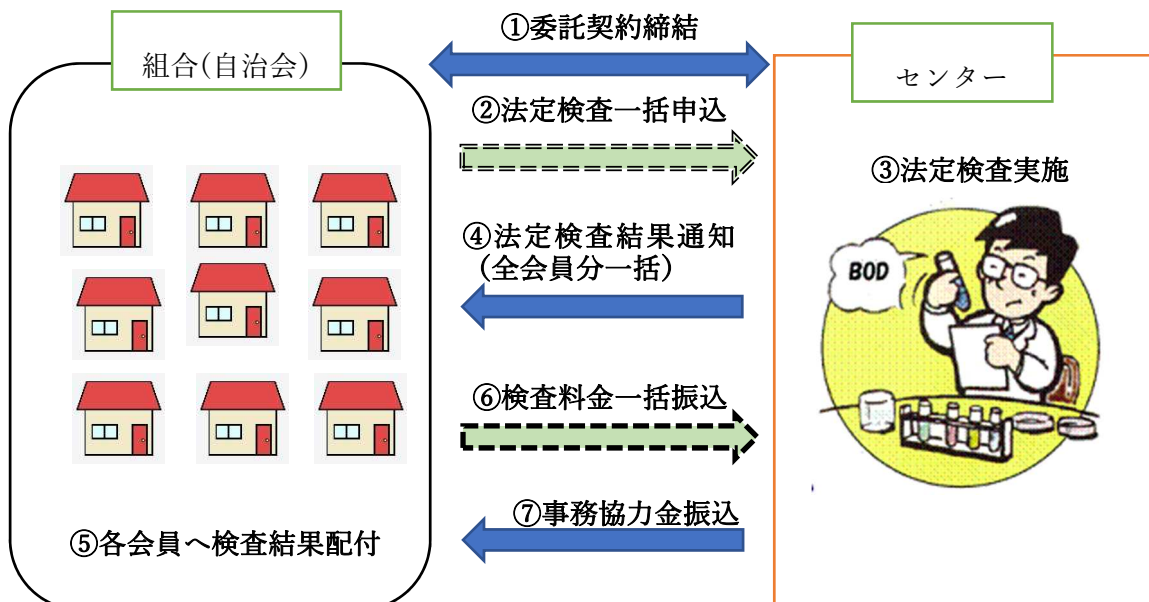
組合（自治会）の会員の皆様がお使いの浄化槽については、保守点検や清掃とは別に、浄化槽法第 11 条の規定により年に 1 回、法定検査を受検することが必要となっています。

年に 1 回の法定検査については、兵庫県から指定を受けた県下唯一の浄化槽法定検査機関として「一般社団法人兵庫県水質保全センター」が兵庫県全域を担っています。

法定検査については、兵庫県告示による検査料金が必要となっていますが、組合（自治会）単位でお申し込みをいただきますと、事務協力金として、浄化槽 1 基当たり 400 円（ただし、検査結果について全会員分一括郵送ではなく、個別郵送の場合は 320 円）を組合（自治会）にセンターからお支払いすることができる制度があり、県下で 50 程度の組合（自治会）がこの制度を利用されています。

この機会に貴組合（自治会）におかれましても、この制度を利用されてはいかがでしょうか？

### 法定検査の組合（自治会）一括申し込み制度の流れ



<連絡先>

〒650-0047

神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8

一般社団法人兵庫県水質保全センター

総務課 TEL:078-306-6020

URL:<https://www.hyogo-suishitsu.jp/>

